

平成29年9月12日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成29年9月12日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 志村 忠昭 | 2番  | 塩野 拓二 |
| 3番  | 金井 浩三 | 4番  | 村井 保夫 |
| 5番  | 隅岡 美子 | 6番  | 村岡 清邦 |
| 7番  | 小川 保  | 8番  | 古川 幸義 |
| 9番  | 村井 勉  | 10番 | 尾崎 忠義 |
| 11番 | 渡邊美喜子 | 12番 | 庄野 克宏 |
| 13番 | 門 瀧雄  |     |       |

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

|         |        |
|---------|--------|
| 町 長     | 丸尾 幸雄  |
| 副 町 長   | 秋山 俊次  |
| 教 育 長   | 田尾 勝   |
| 代表監査委員  | 竹森 久喜  |
| 会計管理者   | 神原 宏一  |
| 町長公室長   | 中川 隆弘  |
| 総務課長    | 矢野 修司  |
| 政策企画課長  | 河田 数明  |
| 税務課長    | 泉 知典   |
| 住民課長    | 多田羅 勝弘 |
| 福祉保健課長  | 藤原 安江  |
| 福祉保健課主幹 | 丸岡 多恵子 |
| 環境課長    | 石井 克典  |
| 建設課長    | 三谷 勝則  |
| 産業課長    | 岡部 登   |
| 消防長     | 木村 政文  |
| 上下水道課長  | 中田 健二  |
| 教育課長    | 竹田 光芳  |

1、議会事務局職員

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 中野 弘之 |
| 書 記  | 前原 成俊 |

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今より、平成29年第3回多度津町議会定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりごあいさつがあります。

町長（丸尾 幸雄）

皆さんおはようございます。

定時に9月定例会を開催することにあたりまして、議員各位には大変ご多用中とは思いますが全員のご出席をいただきましてありがとうございます。

また今日は早朝から大雨洪水警報がでておりまして、議員の皆様にも大変ご心配をおかけしたことだと思いますが、今はすでに警報は解除されておりますので、通常通り開会をさせていただき、また学校のほうも教育長のほうから報告がありましたけども、学校も登校をしておりまして、給食の用意をしておりませんので午前中まで、また児童館では預かりをしていただくという報告がありました。

しょうがないものだと思っております。

また、今日から始まります9月定例会におきまして皆様方の忌憚のないご意見、またご要望それぞれいただきまして、この9月定例会が皆様方にとって、また私どもにとって有意義な定例会となりますことを心から望んで、開会に際してのご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしく願いをいたします。

議長（志村 忠昭）

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成29年第3回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第3回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、8番古川幸義君、12番庄野克宏君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

議会運営委員会委員長（塩野 拓二）

会期の件でございますが、本日9月12日より9月22日金曜日までの11日間とし、詳細については議長の方でお諮りをお願い致します。

議長（志村 忠昭）

ただ今、議会運営委員長の発言の通り、本定例会の会期は、本日より9月22日までの11日間とし、日程については、9月12日火曜日本日提案説明、13日水曜日休会、14日木曜日から15日金曜日一般質問、16日土曜日から19日火曜日休会、20日水曜日総務教育常任委員会並びに建設産業民生常任委員会、21日木曜日休会、22日金曜日議案審議と致したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より9月22日までの11日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。監査委員より、例月現金出納検査並びに平成28年度財政健全化判断比率、及び公営企業資金不足比率に係る審査意見、町長より、平成28年度健全化判断比率、及び資金不足比率の報告を受けております。

報告は、印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

次に、委員長報告を行います。

最初に、8月1日に開催されました多度津町行財政改革特別委員会の委員長報告を求めます。

多度津町行財政改革特別委員会委員長、隅岡美子君。

多度津町行財政改革特別委員会委員長(隅岡 美子)

平成29年8月1日に開催いたしました多度津町行財政改革特別委員会の結果を次のとおり報告を申し上げます。

審議事項。

1. 多度津町機構改革について。
2. 多度津町行政改革実施計画について(平成28年度実績報告及び平成29年度実施予定)。
3. 多度津町指定管理者制度について。

審議結果、執行部より。

1. 多度津町機構改革について。
2. 多度津町行政改革実施計画について(平成28年度実績報告及び平成29年度実施予定)。
3. 多度津町指定管理者制度についての説明があり多度津町指定管理者制度についての説明があり、これに対して委員、傍聴議員より。

一つ、総務課の中で選挙管理委員会は、どこの係に入るのか。

一つ、新しくなる住民環境課の住民係が国民健康保険を担当するのか。

一つ、課ごとの職員数は、もう決まっているのか。

などの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、従来どおり、総務課行政系の事務として存続する。

一つ、国民健康保険は、高齢者保険課が所管するようになる。

一つ、課ごと職員数は、まだ決定していない。

以上のような答弁があり、1. 多度津町機構改革について、2. 多度津町行政改革実施計画について（平成28年度実績報告及び平成29年度実施予定）、3. 多度津町指定管理者制度についてを本委員会として了承いたしました。

以上で、行財政改革特別委員会結果報告を終わります。

議長（志村 忠昭）

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

8月1日に行われました多度津町行財政改革特別委員会委員長報告について、これを了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告は了承することに決定いたしました。

続きまして、平成28年度各会計決算、ならびに基金運用状況審査意見報告を求めます。

竹森代表監査委員。

代表監査委員（竹森 久喜）

おはようございます。

それでは、平成28年度の決算審査意見ならびに基金運用状況の審査意見書を先般提出いたしましたので、その概要をご報告いたします。

お手元の議案書に報告書の写しを添付しておりますので、それに従ってご説明申し上げたいと思います。

なお、この中から抜粋して報告いたしますので、ご了承くださいたいと思います。

まず1ページでございますが、「平成28年度多度津町各会計決算及び各基金の運用状況の審査意見について」ということで、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成28年度多度津町一般会計、特別会計国民健康保険、同じく国民健康保険直営診療所、同じく公共下水道、同じく介護保険、同じく後期高齢者医療及び水道事業会計、以上の各会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定める書類並びに地方自治法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す

書類について審査を行った結果、次のとおりその意見書を提出いたします。

次に2ページ。審査の対象でございますが、今申し上げたのと同じでございます。平成28年度の一般会計、特別会計5会計及び水道事業会計、そして各基金運用状況を示す書類、以上が審査の対象であります。

審査の期間であります。平成29年7月12日から平成29年7月26日まで、古川監査委員と私、竹森の両名で各課別に平均約2時間程度の時間をかけて実施いたしました。

審査の方法は省略させていただきます。

審査の結果であります。審査に付された一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類は関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認められました。

続きまして、各一般会計及び特別会計の予算額、並びに決算額であります。3ページに記載していますので、お目通しいただけたらと思います。

続きまして、4ページの決算の概要を報告いたします。

まず、平成28年度一般会計であります。最終予算額は98億7,000万円と平成27年度からの繰越明許費3億4,456万1,000円の合計予算額は102億1,456万1,000円となっております。

歳入決算額は、90億3,043万8,000円、歳出決算額は、86億864万5,000円で形式収支は4億2,179万3,000円となり、翌年度へ繰り越すべき額2,307万5,000円を差し引いた実質収支額は、3億9,871万8,000円の黒字決算となっております。

この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた平成28年度の単年度収支は、1億9,942万1,000円の赤字となり、さらに、財政調整基金への積立及び取り崩しなどを加減した実質単年度収支額は1億9,920万9,000円の赤字となっております。

続きまして特別会計は、最終の差し引きの実質収支のみ申し上げます。

いずれも黒字でございます。

国民健康保険であります。差し引き実質収支2億4,134万3,000円の黒字決算であります。

続きまして、国民健康保険直営診療所あります。差し引き278万円の黒字決算であります。

続きまして、公共下水道ですが、差し引き3,854万5,000円の黒字決算であります。

同じく、介護保険事業あります。最終差し引きは7,966万2,000円の黒字決算であります。

同じく、後期高齢者医療、差し引き最終実質収支は481万円の黒字決算であります。

続きまして、水道事業会計でございます。5ページに記載しております。

これも決算の最終数字のみを申し上げます。

まず、(1) 収益的収入及び支出（消費税を含む）であります。水道事業収益は、(B) 執行済額、これが決算数字であります。7億6,634万8,000円。水道事業の費用であります。6億9,847万6,000円となっております。

差し引き6,787万円余りの黒字であります。以上これは消費税込みの数字であります。

続きまして、(2) 資本的収入、主として借入金等でございます。2億5,724万8,000円あります。

資本的支出ですが、これは、給配水設備、水道管の設備類とか企業債の償還金などあります。

金額は4億7,509万3,000円あります。

続きまして、5ページ下から7行目になりますが、平成28年度の水道事業の損益計算の概要は、当年度営業利益2,537万3,000円、経常利益5,792万7,000円で、特別損失を差し引きし、当年度未処分利益剰余金5億6,584万3,000円となっております。

以上が水道事業会計であります。

続きまして、6ページに今回の決算審査の過程におきまして、私ども監査委員から各課に対して申し上げた意見とか、指摘事項について列挙しておりますので、順次読み上げさせていただきます。

なお、重大な指摘事項はございません。

まず、平成28年度の会計決算全般でございます。

一般会計決算について、実質収支額が約4億円の黒字決算となっております。

町税やふるさと納税の増加のため、平成25年度から3年間続いていた財政調整基金の取り崩しはなかったものの前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は約2億円の赤字となっております。

今後は、法人税率の引き下げや固定資産税の評価替えの影響も受け、町税収入の減少が想定されるところでございます。

また、臨時財政対策債を含む地方交付税等の動向についても、先行きの不透明さが伺われることから、引き続き、一層の歳出削減に取り組み、健全な財政運営に努めることが求められます。

続いて各課の指摘事項に移りますが、はじめに、議会事務局です。

事務量の縮減が図られるよう、引き続きIT化を積極的に取り組まれます。

次に、町長公室です。

ベテランの職員の大量退職が予定され、職員数が減少する状況において、これまで以上の効果的で効率的な行政運営が必要となることから、各課の必要事務量を的確に見直すとともに、事務遂行上の必要な適正職員の配置・臨時職員の活用などについて引き続き検討いただきたい。

また、職員採用に当たっては、障害者採用や消防職の女性職員採用について、引き続き

積極的に取り組んでいただきたい。

続きまして、総務課であります。

公有財産管理台帳のシステム化が完了したことから、町有地等の管理や効率的利用が積極的に行えるよう関係課との意思疎通を図り、現状の確認に努められたい。

また、町民の安心・安全の面から、防災行政無線システムのより積極的・効果的な活用について今後も検討に努められたい。

また、防犯カメラ設置等の積極的な導入・活用の検討を図られてはどうか。

次に、政策企画課です。

管理不全な空き家等については、「多度津町空き家等適正管理条例」に基づき、県・町の補助金助成制度を従来以上にPRするなどして、空き家対策事業を積極的に推進されたい。

また、ふるさと納税については、地元農産品など返礼品開拓を積極的に行っていただくとともに、全国に向け「多度津町の魅力」が発出できるよう引き続き努められたい。

次に、機構改革において、町にとって喫緊の課題となっている「危機管理・災害対応」、「高齢者福祉の充実」、「子育てしやすい環境づくりの推進」、「総合的な地域整備の推進」などに取り組むための行政運営に当たっては、町民のニーズが十分に反映されるものとなるよう努められたい。

次に、税務課です。

国民健康保険税の徴収率向上に関係課一丸となって努めていただきたい。

租税債権管理機構への移管に当たっては、より効率的・効果的に努められたい。

また、国保税の徴収率が県下各市町の最下位という現状を打破するための方策に関係課一丸となって講じていただきたい。（事務執行の成果が検証され、翌年度での課題が浮かび上がる事務運営が必要ではないでしょうか。）

次に、住民課です。

町営住宅使用料滞納の徴収に当たっては、引き続き効果的な徴収に努められたい。

また、債権管理のあり方については、顧問弁護士に十分意見を聴くなどして、処理促進に努めていただきたい。

医療費の削減のため、ジェネリック医薬品の使用促進策を、引き続き積極的に進めていただきたい。

次に、住民票及び税務証明等の戸籍住民基本台帳費手数料については、今後も現金監査の対象とするので従来以上の管理に努められたい。

次に、福祉保健課です。

放課後児童クラブの利用拡大に取り組み、その成果は大いに称賛される場所であるが、豊原・四箇校区については、利用者からモニタリングし、現状把握を行なって進めていただきたい。

次に、介護保険の介護・予防サービス等の運用に当たっては、従事する者側の精神的、

肉体的負担が過剰とならないよう十分に配慮していただきたい。

次に、環境課です。

ゴミの減量化推進のため、生ごみ処理容器の普及をより一層図っていただくとともに、「生ゴミの水切りの推進」について従来以上の広報に努めていただきたい。

また、塵芥業務の民間委託に当たっては、民間事業者の処理業務・交通ルールの遵守等についての十分な指導に努められたい。

また、小学生を中心とした環境学習については、従来以上に積極的な体験学習を行なうと共に、親も学習ができるよう取り組まれてはどうか。

次に、建設課です。

追加工事による契約変更が常態化しないように今後も留意されたい。

地籍調査については、そのメリットを前広に十分PRしながら、より積極的な推進に努められたい。

なお、人的な問題を含めた体制強化の検討を引き続き図っていただきたい。

また、従事する職員の育成にも努めていただきたい。

次に、多度津町道路台帳電子化については、各課がその利便性を理解できるよう周知するとともに、より一層の有効活用に努めていただきたい。

次に、産業課です。

農業用再生水管理事業については、維持管理費用とその効果について検討を行なうと共に、今後事業の適正規模についての検討に努められたい。

また、鳥獣被害防止対策については、関係各課と十分連携を図っていただき、被害防止対策の推進に努められたい。

次に、瀬戸内国際芸術祭については、「多度津町の魅力」がよりPRできるよう、引き続き努められたい。

次に、出納室です。

町有物品のうち重要物品については、今後、実地に管理状況を点検することとしているので、各課においては、今後とも保管状況を確認し整備・管理に努められたい。

また、出納室業務において、従来以上のIT化、事務の省力化が図れるものは無いかなどの検討に努めていただきたい。

次に、消防本部です。

救急出動のうち約半数が軽症となっており、安易な出動要請が削減できるような広報活動に、より一層取り組んでいただきたい。

次に、消防職員の採用に当たっては、女子職員の募集にも尽力いただきたい。

また、救急出動において感染症対策には充分留意して、二次感染の防止策について注意されたい。

次に、教育課です。

安心・安全な学校給食を提供するため、従来に引き続き老朽化した設備の保守、点検や

食の安全に努められたい。

次に、奨学金の貸付制度については、国の給付型奨学金制度の実施状況や県の動向に十分配慮しながら、引き続き、本町の制度見直しの検討に努めていただきたい。

次に、英語教育の低年齢化に伴い、英語教育のソフト・ハード両面からの環境整備やそれらを有効に活用できる者の人材育成について検討されてはどうか。

次に、上下水道課です。

水道料金の滞納整理について、関係課とも連絡を密にして、従来以上の積極的な取り組みを図っていただきたい。

次に、下水道使用未収金の不納欠損処分については、関係法令を遵守のうえ、引き続き処理を行っていただきたい。

また、上下水道工事等において、契約内容等を十分精査し追加工事による契約変更が常態化しないような取り組みを行なっていただきたい。

以上で監査意見報告を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって、平成28年度各会計決算、ならびに基金運用状況審査意見報告を終わります。

続きまして町長報告であります。報告は、印刷配付を致しておりますので、朗読は省略を致します。

日程第4、議案第1号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長、中川君。

町長公室長（中川 隆弘）

おはようございます。

それでは、議案第1号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、提案説明を申し上げます。

このたびの改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正がなされたことに伴い、本町におきましても、職員の育児休業等に関する条例につきまして、所要の改正を行おうとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

1ページ第3条は、「再度の育児休業をすることができる特別の事情」に関する規定で、第6号中、「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条」2ページをお開きください。

「第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われていないことその他の」を加えようとするものです。

2ページ中段第4条は、「育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情」に関する規定で、「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われていないことその他」、3ページ中段第10条は、「育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情」に関する規定で、第7号中、「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われていないこと」を加えようとするものです。

4ページ下段をご覧ください。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、簡単ではございますが、議案第1号の提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第2号、多度津町火葬場設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、多田羅君。

住民課長（多田羅 勝弘）

おはようございます。

議案第2号、多度津町火葬場設置条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、墓地・埋葬に関する法律における字句と、この条例における字句を統一すること等を目的に改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

1ページをお願いします。

第1条中は、位置の表示を住居表示の字句と統一するための改正でございます。

第2条中も、墓地・埋葬に関する法律の字句と統一するための改正でございます。

第4条中は、規則に定めるところによる、とじていますが、規則の全部改正を行うための改正でございます。

2ページをお願いします。

なお、附則としまして、「この条例は、公布の日から施行する。」と規定しています。

以上、簡単ではありますが、議案第2号、多度津町火葬場設置条例の一部改正について提案説明いたしました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第3号、多度津町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長、三谷君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第3号、多度津町風致地区内における建築等の規則に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

平成29年5月19日に当該条例の行為の制限に関連する独立行政法人水資源機構法の一部が改正され、その引用条文に号ずれが生じたことによる改正を行うものでございます。改正内容につきましては、1ページをご覧ください。

別表第1の下線部は、「第4号」を「第5号」に改めるものでございます。

次に2ページの下線部は、「多度津町文化財保護条例（昭和42年多度津町条例第19号）第12条第1項」を「多度津町文化財保護条例（平成28年多度津町条例第7号）第4条第1項」に多度津町文化財保護条例の改正に併せ改めるものでございます。

また、附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」と規定するものでございます。

以上簡単ではございますが、議案第3号、多度津町風致地区内における建築等の規則に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第4号、平成29年度多度津町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、矢野君。

総務課長（矢野 修司）

おはようございます。

それでは、議案第4号、平成29年度多度津町一般会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額85億5,760万円に、歳入歳出それぞれ1億8,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、87億3,960万円とするものでございます。

この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは、社会福祉費、総務管理

費、河川費などで、減額補正の主なものは、監査委員費、商工費などでございます。  
一方、歳入における増額補正の主なものは、寄附金、地方交付税、繰入金などで、減額補正の主なものは、町債、国庫補助金などでございます。

次に、第2条、地方債の補正でございます。

5ページをお開き下さい。

第2表、地方債の補正で、それぞれの限度額の補正で、道路整備事業を1億4,960万円、河川整備事業を8,340万円、港湾整備事業を870万円、消防施設整備事業を7,630万円、臨時財政対策債を4億323万3,000円にそれぞれ補正するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明申し上げます。

28ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款1. 議会費は、21万3,000円を減額補正し1億778万6,000円に改めるもので、項1. 議会費の目1. 議会費は、職員手当等の減額でございます。

30ページをお開き下さい。

款2. 総務費は、5,085万5,000円を増額補正し12億7,067万2,000円に改めるものでございます。

項1. 総務管理費の目1. 一般管理費は、給料等381万6,000円の減額、目5. 財産管理費は、委託料等446万2,000円の増額。

目6. 企画費は、負担金及び交付金等4,924万1,000円の増額。

32ページをお開き下さい。

目8. 出張所費は、共済費3万3,000円の増額。

目9. 地方振興費は、委託料450万円の増額。

目10. 交通安全対策費は、共済費等3万2,000円の増額。

目14. 庁舎建設費は、委託料250万円の増額。

項2. 徴税費の目1. 税務総務費は、職員手当等139万円の増額。

項3. 戸籍住民基本台帳費の目1. 戸籍住民基本台帳費は、給料等14万4,000円の減額。

項5. 統計調査費の目1. 統計調査総務費は、職員手当等10万5,000円の減額。

項6. 監査委員費の、目1. 監査委員費は、給料等723万8,000円の減額でございます。

34ページをお開き下さい。

款3. 民生費は、7,048万9,000円を増額補正し、29億3,341万9,000円に改めるものでございます。

項1. 社会福祉費の目1. 社会福祉総務費は、職員手当等790万1,000円の増額。

目2. 国民年金費は、給料等42万1,000円の減額。

目3. 老人福祉費は、繰出金等5,769万3,000円の増額。

目7. 障害者福祉費は、財源内訳の変更。

項2. 児童福祉費の、目1. 児童福祉費は、委託料等206万2,000円の増額。

36ページをお開き下さい。

目2. 児童保育費は、委託料325万4,000円の増額でございます。

38ページをお開き下さい。

款4. 衛生費は、330万2,000円を増額補正し6億7,938万4,000円に改めるものでございます。

項1. 保健衛生費の目1. 保健衛生総務費は、給料等507万円の減額。

目2. 予防費は、財源内訳の変更。

目3. 環境衛生費は、需用費24万円の増額。

目5. 環境保全費は、給料等873万4,000円の増額。

項2. 清掃費の目1. 清掃総務費は、給料等311万3,000円の減額。

目2. し尿処理費は、需用費等11万5,000円の増額。

目3. じん芥処理費は、工事請負費等239万6,000円の増額でございます。

42ページをお開き下さい。

款5. 労働費は、85万4,000円を増額補正し2,016万1,000円に改めるもので、項1. 労働諸費の目1. 労働諸費、工事請負費85万4,000円の増額でございます。

44ページをお開き下さい。

款6. 農林水産業費は、455万円を増額補正し3億463万7,000円に改めるものでございます。

項1. 農業費の目1. 農業委員会費は、職員手当等138万5,000円の増額。

目2. 農業総務費は、職員手当等190万5,000円の増額。

目4. 農地費は、負担金補助及び交付金25万円の増額。

項3. 水産業費の目1. 水産業振興費は、需用費等101万円の増額。

46ページをお開き下さい。

款7. 商工費は、667万円を減額補正し7,850万9,000円に改めるものでございます。

項1. 商工費の目1. 商工総務費は、給料等685万2,000円の減額。

目2. 商工振興費は、負担金補助及び交付金40万円の増額。

目3. 観光費は、報償費等21万8,000円の減額でございます。

48ページをお開き下さい。

款8. 土木費は、4,214万1,000円を増額補正し9億8,685万9,000円に改めるものです。

項1. 土木管理費の目1. 土木総務費は、給料等475万3,000円の増額。

項2. 道路橋梁費の目1. 道路橋梁総務費は、委託料等290万円の減額。

目2. 道路維持修繕費は、工事請負費100万円の増額。

目3. 道路新設改良舗装費は、委託料等1,340万円の増額。

目4. 交通安全施設整備費は、需用費200万円の増額。

項3. 河川費の目1. 河川総務費は、財源内訳の変更、目2. 河川改良費は、工事請負費等1,006万1,000円の増額、

50ページをお開き下さい。

目3. 施設管理費は、需用費600万円の増額。

項4. 港湾費の目2. 港湾建設費は、工事請負費等236万3,000円の増額。

項5. 住宅費の、目1. 住宅管理費は、職員手当等46万4,000円の増額。

項6. 都市計画費の、目1. 都市計画管理費は、財源内訳の変更。

目4. 公園事業費は、需用費80万円の増額、目5. 都市再生整備事業費は、委託料420万円の増額でございます。

52ページをお開き下さい。

款9. 消防費は、674万2,000円を増額補正し4億3,325万5,000円に改めるものでございます。

項1. 消防費の目1. 常備消防費は、共済費等291万7,000円の増額。

目2. 非常備消防費は、役務費4万5,000円の増額。

目3. 消防施設費は、工事請負費378万円の増額。

目4. 防災費は、財源内訳の変更でございます。

54ページをお開き下さい。

款10. 教育費は、995万円を増額補正し10億3,954万1,000円に改めるものでございます。

項1. 教育総務費の目1. 教育委員会費は、共済費24万円の増額。

目2. 事務局費は、職員手当等96万2,000円の増額。

項2. 小学校費の目1. 学校管理費は、共済費19万4,000円の増額。

目2. 教育振興費は、財源内訳の変更。

項3. 中学校費の目1. 学校管理費は、職員手当等7万1,000円の減額。

目2. 教育振興費は、財源内訳の変更。

項4. 幼稚園費の目1. 幼稚園費は、給料等191万2,000円の減額。

56ページをお開き下さい。

項5. 社会教育費の目1. 社会教育総務費は、負担金補助及び交付金等114万2,000円の増額。

目2. 公民館費及び、目3. 図書館費は、財源内訳の変更。

項6. 保健体育費の目1. 保健体育総務費は旅費5万5,000円の増額。

目2. 学校給食共同調理場費は、給料等934万円の増額。

目3. 体育施設費は、財源内訳の変更でございます。

次に、歳入について説明いたします。

12ページをお開き下さい。

款4. 地方交付税は、8,825万3,000円を増額補正により16億8,065万3,000円に改めるものでございます。

14ページをお開き下さい。

款8. 国庫支出金は、1,656万2,000円の減額補正により8億2,752万3,000円に改めるもの

でございます。

項1. 国庫負担金の目1. 民生費国庫負担金は、8,000円の増額。

項2. 国庫補助金の目1. 総務費国庫補助金は、2万5,000円の増額。

目3. 民生費国庫補助金は、146万4,000円の増額。

目4. 土木費国庫補助金は、1,816万1,000円の減額。

項3. 国庫委託金の目5. 消防費国庫委託金は、10万2,000円の増額でございます。

16ページをお開き下さい。

款9. 県支出金は、426万8,000円の増額補正により、6億4,233万7,000円に改めるものでございます。

項1. 県負担金の目1. 民生費県負担金は、4,000円の増額。

項2. 県補助金の目2. 民生費県補助金は、146万4,000円の増額。

目6. 土木費県補助金は、280万円の増額でございます。

18ページをお開き下さい。

款11. 寄附金は、1億4,000万円の増額補正により2億4,000万1,000円に改めるもので、

項1. 寄附金の目1. 寄附金の増額でございます。

20ページをお開き下さい。

款12. 繰入金は、1,319万円の増額補正により2億8,906万7,000円に改めるもので、項

1. 繰入金の目1. 繰入金の増額でございます。

22ページをお開き下さい。

款14. 諸収入は、830万円の減額補正により2億2,208万円に改めるもので、項4. 雑入の目4. 雑入の減額でございます。

24ページをお開き下さい。

款15. 町債は、4,046万7,000円の減額補正により8億8,473万3,000円に改めるものでございます。

項1. 町債の、目3. 土木債は、3,410万円の増額。

目4. 消防債は、220万円の増額。

目9. 臨時財政対策債は、7,676万7,000円の減額でございます。

26ページをお開き下さい。

款19. 地方特例交付金は、161万8,000円の増額補正により1,261万8,000円に改めるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額85億5,760万円を、87億3,960万円に改めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第5号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第

1号)、議案第6号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算(第1号)を提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、多田羅君。

住民課長(多田羅 勝弘)

失礼いたします。

議案第5号及び議案第6号について、一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第5号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算(第1号)についてでございます。

国1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額32億1,800万円に、歳入歳出それぞれ3,528万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,328万8,000円とするものです。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳出について、国12ページをお願いします。

款1. 総務費は、82万円減額し4,732万8,000円とするものです。

項1. 総務管理費は、国保担当者の交替に伴い人件費を82万円減額するものです。

款11. 諸支出金は、3,610万8,000円増額し5,749万8,000円とするものです。

項1. 償還金及び還付加算金は、平成28年度の国民健康保険療養給付費等負担金及び国民健康保険療養給付費等交付金の金額確定により、返還金が生じたため3,249万5,000円増額し3,619万6,000円とするものです。

項2. 繰出金は、担当者の交替に伴い人件費が増額したため、直診会計への繰出金を361万3,000円増額し2,130万2,000円とするものです。

次に、歳入についてご説明いたします。

国10ページをお開きください。

款8. 繰入金は、279万3,000円増額し2億7,640万5,000円とするものです。

項1. 他会計繰入金、目1. 一般会計繰入金は、直診会計への繰出金の増額に伴い361万3,000円を増額するものです。

目2. 職員給与費等繰入金は、総務管理費の減額に伴い82万円を減額するものです。

款9. 項1. 繰越金は、3,249万5,000円増額し3,249万6,000円とするものです。

償還金及び還付加算金の増額に対して、前年度からの繰越金のうち3,249万5,000円を予算化するものです。

次に、議案第6号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算(第1号)についてでございます。

直1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額2,870万円に、歳入歳出それぞれ381万8,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,251万8,000円とするものです。  
補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。  
まず、歳出について、直12ページをお願いします。

款1 総務費 項1 施設管理費は372万1,000円増額し、2,535万円とするものです。  
直診担当者の交替により、人件費を361万3,000円増額、また、高見・佐柳診療所にそれぞれ設置していますレセプトコンピューターの制度改正対応プログラムCDの購入のため、需用費を10万8,000円増額するものです。

款2 医業費 項1 医療諸費は、9万7,000円増額し、706万7,000円とするものです。  
医療用機械器具費として、点滴用ベッド、呼び出し機、血圧計の備品購入費を9万7,000円増額するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。

直10ページをお願いします。

款3. 繰入金、項1. 他会計繰入金は、361万3,000円増額し2,130万2,000円とするものです。

人件費増額分に対して国保会計からの繰入金を増額するものです。

款4. 項1. 繰越金は、20万5,000円増額し20万6,000円とするものです。

歳出の総務費及び医業費の増額に対し、前年度からの繰越金のうち20万5,000円を予算化するものです。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第5号、多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）及び議案第6号、多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第1号）の提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第7号、平成29年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、中田君。

上下水道課長（中田 健二）

議案第7号、平成29年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

下1ページをお開き下さい。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額11億380万円に、歳入歳出それぞれ3,392万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,772万5,000円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は、総務費と下水道費の増額補正でございます。

一方、歳入は、繰入金の減額補正、繰越金、町債の増額補正でございます。

次に、第2条、地方債の補正につきましては、下4ページをお開き下さい。

第2表、地方債の補正につきましては、限度額を5億360万円に改めるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下12ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款1. 総務費を、76万6,000円増額補正し、2億698万1,000円に改めるものでございます。

これは、主に修繕のため需用費の増額及び人件費の減額補正によるものでございます。

款2. 下水道費を、3,315万9,000円増額補正し、2億5,969万4,000円に改めるものでございます。

これは、工事請負費の増額及び人件費の減額補正によるものでございます。

続きまして、歳入につきまして、説明を申し上げます。

下10ページをお開き下さい。

款5. 繰入金を、150万円減額補正し、3億2,810万円に改めるものでございます。

款6 繰越金を、82万5,000円増額補正し、82万6,000円に改めるものでございます。

款8 町債を、3,460万円増額補正し、5億360万円に改めるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額11億380万円に、3,392万5,000円を増額し、11億3,772万5,000円に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第7号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10、議案第8号、平成29年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、藤原君。

福祉保健課長（藤原 安江）

議案第8号、平成29年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額 22億6,300万円に、歳入歳出それぞれ7,884万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億4,184万円に改めようとするものです。

この度の補正の内、歳出における増額補正の主なものは、基金積立金と前年度事業の精算に係る返還金等でございます。

一方、歳入における増額補正の主なものは、前年度からの繰越金及び一般会計繰入金

で、減額補正の主なものは、基金繰入金でございます。

それでは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により「歳出」からご説明申し上げます。

介12ページをお開きください。

款1. 総務費は、187万4,000円の減額補正により、6,940万5,000円に改めようとするもので、項1. 総務管理費220万8,000円の減額は、主に人件費の減額です。

項3. 介護認定審査会費の認定調査費33万4,000円の増額です。

介16ページをお開きください。

款5. 地域支援事業費は、75万9,000円の増額補正により1億2,145万円に改めようとするもので、項1. 介護予防・日常生活支援総合事業費78万9,000円の増額。

介18ページをお開きください。

項2. 包括的支援事業・任意事業費3万円の減額です。

款6. 項1. 基金積立金は、5,135万4,000円の増額補正により、5,147万4,000円に改めようとするものです。

款8. 諸支出金は、2,860万1,000円の増額補正により、2,930万7,000円に改めようとするもので、項1. 償還金及び還付加算金1,541万1,000円の増額は、前年度事業の精算に係る返還金でございます。

項3. 繰出金1,319万円の増額は、これも前年度事業の精算に係る一般会計への返還金でございます。

次に、「歳入」について、ご説明いたします。

介10ページをお開きください。

款3. 国庫支出金は、18万4,000円の増額補正により、5億15万2,000円に改めようとするもので、項2. 国庫補助金18万4,000円の増額で前年度の地域支援事業費の精算によるものです。

款4. 項1. 支払基金交付金は、51万3,000円の増額補正により、6億51万8,000円に改めようとするものです。

款5. 県支出金は、9万2,000円の増額補正により、3億2,675万9,000円に改めようとするもので、項2. 県費補助金9万2,000円の増額は、前年度地域支援事業費の精算によるものです。

款8. 繰入金は、165万9,000円の減額補正により、3億5,481万2,000円に改めようとするもので、項1. 一般会計繰入金5,723万3,000円の増額、項2. 基金繰入金は、介護保険財政調整基金繰入金5,889万2,000円の減額です。

款9. 項1. 繰越金は、7,966万円増額し、7,966万1,000円に改めようとするものです。

款10. 諸収入は、5万円の増額補正により、230万5,000円に改めようとするもので、項3. 雑入5万円、ケアマネジメント料の増額によるものです。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額を22億6300万円を23億4184万円に改めようとする

るものです。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11、議案第9号、平成29年度多度津町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、中田君。

上下水道課長（中田 健二）

それでは、議案第9号、平成29年度多度津町水道事業会計補正予算（第1号）の提案説明を申し上げます。

地方公営企業会計におきましては、水道事業予定損益計算書及び予定貸借対照表は消費税抜き、その他は、消費税込みとなっております。

それでは、補正予算（第1号）の1ページをお開きください。

第2条で、平成29年度多度津町水道事業会計予算第2条で定めた配水設備工事費を、162万円増額し、3億1,771万9,000円に改めようとするものでございます。

第3条で、平成29年度多度津町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の内、支出について補正するものでございます。

支出、第1款、水道事業費用につきましては、220万4,000円を増額し、7億6,555万円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第1項 営業費用を220万4,000円増額補正するものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

平成29年度多度津町水道事業会計補正予算実施計画書の収益的支出につきまして、説明をさせていただきます。

支出、款1. 水道事業費用、項1. 営業費用、目1. 原水及び浄水費につきましては、19万2,000円を増額するものでございます。

これは、主に人事異動に伴う給与費の増額によるものでございます。

目2. 配水及び給水費につきましては、219万9,000円を増額するものでございます。

これは、人事異動に伴う給与費の減額及び修繕費の増額によるものでございます。

目3. 受託工事費につきましては、8万4,000円を増額するものでございます。

これは、主に人事異動に伴う給与費の増額によるものでございます。

目4. 業務費につきましては、20万円を増額するものでございます。

人事異動に伴う給与費の増額によるものでございます。

目5. 総係費につきましては、47万1,000円を減額するものでございます。

これは主に、人事異動に伴う給与費の減額によるものでございます。

なお、水道事業会計補正予算事項別明細書の収益的収入及び支出につきましては、10ページに記載しております。

再度1ページをお開きください。

第4条で、予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億5,171万2,000円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億5,333万2,000円」に改め、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,252万1,000円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,446万2,000円」に改め、「当年度損益勘定留保資金1億4,491万7,000円」を「当年度損益勘定留保資金1億6,876万3,000円」に改め、「減債積立金6,190万4,000円」及び「建設改良積立金2,237万円」を、「繰越利益剰余金6,010万7,000円」に改め、資本的支出の予定額につきまして、次のとおり補正するものでございます。

支出、第1款、資本的支出につきましては162万円増額し、5億3,703万3,000円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第1項、建設改良費を162万円増額補正するものでございます。

次に2ページをご覧ください。

平成29年度多度津町水道事業会計補正予算実施計画書、資本的収入及び支出につきまして、説明をさせていただきます。

支出、款1. 資本的支出、項1. 建設改良費、目1. 配水設備工事費につきましては、162万円を増額するものでございます。

これは、配水管新設工事及び老朽配水管更新工事に伴う設計費用の増額によるものでございます。

なお、水道事業会計補正予算事項別明細書の資本的収入及び支出につきましては、11ページに記載しております。

再度1ページをご覧ください。

第5条で、予算第8条に定めた(1)職員給与費を319万6,000円減額し、8,496万5,000円に改めるものでございます。

給与費明細書につきましては、4ページに記載しております。

また、この度の補正によりまして、予定損益計算書、及び予定貸借対照表、並びに予定キャッシュ・フロー計算書が変わりますので、説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。

多度津町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、末尾にありますとおり、資金期末残高は、6億1,970万円となっております。

次に7ページをお開きください。

平成29年度多度津町水道事業予定損益計算書につきましては、1. 営業収益は6億3,988万1,000円、2. 営業費用は6億9,294万2,000円ですので、営業損失は5,306万

1,000円の予定でございます。

3. 営業外収益は7,403万5,000円、4. 営業外費用は4,080万9,000円ですので、経常損失は1,983万5,000円の予定でございます。

5. 特別損失は81万8,000円、6. 予備費は185万1,000円ですので、当年度純損失は2,250万4,000円の予定でございます。

また、前年度繰越利益剰余金は4億7,584万3,000円、当年度未処分利益剰余金は4億5,333万9,000円の予定でございます。

次に、8ページをお開きください。

平成29年度多度津町水道事業予定貸借対照表につきましては、資産の部、1. 固定資産合計は76億655万1,000円、2. 流動資産合計は7億5,135万1,000円ですので、資産合計は83億5,790万2,000円の予定でございます。

次に負債の部、3. 固定負債合計は32億9,402万9,000円、9ページをご覧ください。

4. 流動負債合計は3億7,681万3,000円、5. 繰延収益合計は16億4,413万3,000円ですので、負債合計は53億1,497万5,000円の予定でございます。

資本の部、6. 資本金合計は24億3,638万6,000円の予定でございます。

7. 剰余金の資本剰余金合計は2,069万6,000円、利益剰余金合計は5億8,584万5,000円ですので、剰余金合計は6億654万1,000円の予定でございます。

従いまして、資本合計は30億4,292万7,000円、負債・資本合計は83億5,790万2,000円の予定でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第9号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

40分に再開したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

休憩 10時22分

再開 10時41分

議長（志村 忠昭）

それでは、休憩前に引き続きまして再開いたします。

日程第12、議案第10号、平成28年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第11号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について、議案第12号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定について、議案第13号、平成28年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定について、議案第14号、平成28年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定について、議

案第15号、平成28年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についてを提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

会計管理者、神原君。

会計管理者（神原 宏一）

議案第10号から議案第15号までの6議案、一般会計及び特別会計5会計の平成28年度歳入歳出決算認定につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

平成28年度の各会計の歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、町長より監査委員の審査に付し、去る8月30日に監査委員より審査意見書の提出をいただきました。

その結果につきましては、先ほど代表監査委員からご報告をいただいたところでございます。

つきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、平成28年度「主要施策の成果に関する報告書」により説明を申し上げます。

1ページから12ページにつきましては、一般会計及び特別会計の予算編成から予算の補正を経て、決算に至る経緯を記載しております。

説明につきましては、割愛させていただき13ページからご説明いたします。

まず、平成28年度一般会計の決算でございます。

下段の「2. 一般会計決算総括表」をご覧ください。

繰越明許費を含めました最終予算額は102億1,456万1,000円でございますが、これに対しまして、歳入総額は90億3,043万8,000円、前年度に比べ6.9%、6億6,968万円の減少でございます。

歳出総額は86億864万5,000円、前年度に比べ4.7%、4億2,253万6,000円の減少でございます。

歳入総額から歳出総額を差し引きました形式収支額は4億2,179万3,000円、形式収支額から翌年度へ繰越すべき財源2,307万5,000円を差し引きました実質収支額は、3億9,871万8,000円の黒字でございます。

また、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支は1億9,942万1,000円の赤字、さらに、単年度収支に財政調整基金への積立金21万2,000円を加えた実質単年度収支は、1億9,920万9,000円の赤字でございます。

次に、歳入でございます。

15ページ、「4. 一般会計科目別歳入決算状況」をご覧ください。

歳入総額90億3,043万8,000円の科目別内訳でございます。

このうち、前年度に比べ、歳入が増加した科目でございますが、町税は30億6,382万9,000円で、前年度から7,410万1,000円、2.5%の増加でございます。

寄附金1億4,787万4,000円は、ふるさと納税の大幅な増加によります1億4,699万円の増加、繰越金3億1,893万7,000円は、前年度から8,163万2,000円、34.4%の増加でございます。

一方、歳入が減少した科目でございますが、繰入金3,986万9,000円は、前年度から4億2,687万6,000円、91.5%の減少、これは平成28年度に財政調整基金からの繰入を行わなかったことによるものでございます。

町債12億21万1,000円は、前年度から2億2,516万8,000円、15.8%の減少、諸収入1億6,021万4,000円は、前年度から1億2,841万円、44.5%の減少、地方交付税17億7,119万7,000円は、前年度から5,091万3,000円、2.8%の減少でございます。

また、歳入に占める構成比が高い科目は、町税が33.9%、地方交付税が19.6%、町債が13.3%、国庫支出金が10.0%などでございます。

次に、町独自で収入することができる「自主財源」と国・県の意思に依存する「依存財源」の割合でございますが、自主財源が44.6%、40億3,823万6,000円、依存財源が55.4%、49億9,220万2,000円で、財源割合は前年度と同率でございます。

次に、歳出でございます。

17ページ、「5. 一般会計目的別歳出決算状況」をご覧ください。

歳出総額86億864万5,000円の目的別内訳でございます。

このうち、歳出に占める構成比が最も高い科目は、民生費で32.6%、28億1,111万6,000円、前年度から0.1%の増加、次に、教育費が13.2%、11億3,327万7,000円、前年度から17.1%の減少、次に、土木費が13.1%、11億2,974万3,000円、前年度から17.8%の増加、以下、総務費12.7%、公債費10.8%の順でございます。

次に、18ページ、「6. 一般会計性質別歳出決算状況」をご覧ください。

歳出を性質別に「義務的経費」、「その他の経費」、「投資的経費」の区分で比較しますと、まず「義務的経費」は39億2,453万7,000円、構成比は45.6%でございます。

扶助費の増加が人件費・公債費の減少でほぼ相殺されたことによりまして、前年度に比べ0.1%、353万9,000円の減少でございます。

「その他の経費」は33億8,494万2,000円、構成比は39.3%でございます。

積立金、繰出金等の減少、物件費、維持補修費の増加等によりまして、前年度に比べ、3.1%、1億961万5,000円の減少でございます。

「投資的経費」は12億9,916万6,000円、構成比は15.1%でございます。大規模事業の減少等によりまして、前年度に比べ19.2%、3億938万2,000円の減少でございます。

以上が、一般会計の決算概要でございます。

次に、特別会計でございます。

「主要施策の成果に関する報告書」13ページ、「1. 平成28年度会計別決算の状況」の特別会計の欄をご覧ください。

「特別会計国民健康保険」は、歳入総額32億3,555万2,000円、前年度に比べ5.2%の減

少、歳出総額29億9,420万9,000円、前年度に比べ6.5%の減少で、実質収支額は2億4,134万3,000円の黒字でございます。

「特別会計国民健康保険直営診療所」は、歳入総額2,522万9,000円、前年度に比べ1.3%の増加、歳出総額2,244万9,000円、前年度に比べ1.1%の増加で、実質収支額は278万円の黒字でございます。

「特別会計公共下水道」は、歳入総額9億3,214万5,000円、前年度に比べ3.5%の減少、歳出総額8億9,349万円、前年度に比べ4.6%の減少で、翌年度に繰り越すべき財源11万円を差し引きました実質収支額は、3,854万5,000円の黒字でございます。

「特別会計介護保険事業」は、歳入総額22億6,973万6,000円、前年度に比べ6.3%の増加、歳出総額21億9,007万4,000円、前年度に比べ7.2%の増加で、実質収支額は7,966万2,000円の黒字でございます。

「特別会計後期高齢者医療」は、歳入総額3億3,210万7,000円、前年度に比べ3.9%の増加、歳出総額3億2,729万7,000円、前年度に比べ4.7%の増加で、実質収支額は481万円の黒字でございます。

特別会計全体の実質収支額では、3億6,714万円の黒字でございます。

以上が、特別会計の決算概要でございます。

次に、「町債の状況」でございます。

「主要施策の成果に関する報告書」23ページをご覧ください。

一般会計の平成28年度末 公債費現在高は、117億3,708万4,000円で、前年度に比べ3.1%、3億5,162万円の増加でございます。

特別会計公共下水道の平成28年度末公債費現在高は、77億3,237万1,000円で、前年度に比べ3.9%、3億1,272万4,000円の減少でございます。

25ページをお願いします。

「11. 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況」は、平成27年度決算から新たに設けた項目でございます。

消費税率の引き上げに伴いまして、地方消費税率も1%から1.7%に引き上げられていますが、その引き上げ分の使途につきましては社会保障に要する経費に限定されています。

本項目は、その状況を示すもので、本町に交付されました地方消費税交付金4億1,529万3,000円のうち、1億7,889万5,000円が社会保障財源化分でございますが、社会保障施策に要する経費28億5,248万5,000円から特定財源を差し引きました一般財源16億9,428万1,000円に全額充当しています。

次に、成果に関する報告書の別紙でございます。

「12. 類似団体決算対比表」の裏面をご覧ください。

下段の表「平成28年度財政指標」でございます。

このうち、実質公債費比率は8.7%で、前年度の8.9%から0.2ポイントの低下、また、

将来負担比率は116.2%で、前年度の131.4%から、15.2ポイントの低下でございます。次に、「財産に関する調書」について、説明を申し上げます。

「歳入歳出決算書」407ページでございます。

公有財産の「土地及び建物」につきましては、面積に大幅な増減が生じています。

まず、その理由でございますが、国におきましては、統一的な基準による地方公会計を整備促進するため、全ての地方公共団体に適用する統一的な財務書類等の作成基準が示され、地方公共団体それぞれが所有する固定資産につきましても台帳整備の手順等が示されています。

本町におきましても、これらの基準や手順等に基づき、本町が管理する固定資産データと旧来の公有財産台帳を突合することにより、新たな公有財産台帳、固定資産台帳システムの整備を進めてまいりました。

この整備におきまして、旧来の公有財産台帳に未登録のものの登録や面積に錯誤があるものの修正等を行うとともに、併せて、本調書の表記につきましても、これまで未計上であったものを計上したことや分類・区分方法の変更等を行ったことによりまして、数値に大幅な増減が生じたものでございます。

「土地」につきましては、最下段の合計欄でございますが、前年度末現在高73万3,247.12㎡から決算年度中に18万2,459.36㎡増加し、決算年度末現在高は91万5,706.48㎡でございます。

このうち、平成28年度中の増減は、公用財産「消防施設」の旧消防庁舎用地の売却による1,476.34㎡の減少でございます。

その他の増減につきましては、いずれも固定資産台帳の整備に伴います修正や追加、分類区分の変更によるものでございます。

次に、「建物」でございます。

最下段の合計欄でございますが、木造・非木造の延面積の合計は、前年度末現在高9万3,912.65㎡から決算年度中に2,358.54㎡増加し、決算年度末現在高は9万6,271.19㎡でございます。

このうち、平成28年度中の増減は、公用財産「消防施設」の旧消防庁舎の除却による606㎡の減少でございます。

その他の増減につきましては、「土地」と同様、いずれも固定資産台帳の整備に伴います修正や追加、分類区分の変更によるものでございます。

次に、409ページ、「動産」でございます。

フェリー接岸施設でございますが、決算年度中の増減はございません。

下段、「有価証券」につきましても、決算年度中の増減はございません。

次に、410ページ、「出資による権利」でございます。

合計欄でございますが、前年度末現在額2億6,242万7,000円から、決算年度中に「公益財団法人かがわ産業支援財団出損金」の一部廃止によりまして、837万5,000円減少し、

決算年度末現在額は2億5,405万2,000円でございます。

次に、411ページから413ページは、取得価格が100万円以上の「備品」でございます。決算年度中の増減につきましては、主に消防関係の備品でございます。

411ページの「車両固定器具1台」、412ページの「消防ポンプ1台」、「油圧救助器具2台」、「心電図1台」、「酸素吸入器1台」、「徐細動器2台」、「軽消防自動車1台」、413ページの「水槽付消防ポンプ車1台」、「救急車1台」の増加でございます。その他の増減は、412ページの「乗合自動車1台」の減少、413ページの「移動式マウンド1台」の増加でございます。

414ページ、50万円以上の「教材備品」は、「チューバ1台」が増加しています。

下段、「美術品」につきましては、決算年度中の増減はございません。

415ページ、「基金」でございます。

最下段でございますが、合計では、前年度末現在高20億7,994万2,435円から決算年度中に4億7,698万6,505円を積み立て、3,989万6,352円を取り崩しました結果、4億3,709万153円増加し、決算年度末現在高は25億1,703万2,588円でございます。

決算年度中の増減の主なものでございます。

「財政調整基金」は前年度の決算剰余金の一部3億5,000万円と運用利息分21万2,037円の積み立て、「奨学基金」は運用利息分3万352円の積み立て、奨学金事業の貸付等に充てるため、500万400円の取り崩し、「国保財政調整基金」は運用利息分4万6,747円と前年度繰越金の一部6,995万3,253円、合わせて7,000万円の積み立て、「農業振興基金」は運用利息分8,799円の積み立て、平成28年度事業の財源として263万7,525円の取り崩し、「介護保険財政調整基金」は運用利息分2万647円、前年度繰越金の一部3,665万2,465円、合わせて3,667万3,112円の積み立て、平成28年度事業の財源として2,000万円の取り崩し、「庁舎建設基金」は運用利息分2万23円と予算の補正による積立2,000万円、合わせて2,002万23円の積み立て、「健やかこども基金」は運用利息分4,410円の積み立て、平成28年度事業の財源として523万8,427円の取り崩し、「学校教育施設等整備基金」は運用利息分3万円の積み立て、平成28年度事業の財源として702万円の取り崩しでございます。

416ページをお願いします。

「国民健康保険 高額療養費 貸付基金」は、決算年度中の5,000円の返還によりまして、決算年度末現在額は、497万円でございます。

417ページをお願いします。

「債権」は、「公共下水道事業 受益者負担金」が決算年度中に55万6,000円減少し、決算年度末 現在額は98万9,000円でございます。

以上、議案第10号から議案第15号までの6議案、一般会計 及び特別会計5会計の平成28年度歳入歳出決算認定につきまして、一括して、提案説明を申し上げます。

よろしくご審議たまわりますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第13、議案第16号、平成28年度多度津町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、中田君。

上下水道課長（中田 健二）

議案第16号、平成28年度多度津町水道事業会計歳入歳出決算認定について提案説明を申し上げます。

歳入歳出決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、監査委員の審査に付したところでございます。

その決算審査の結果は、先ほど竹森代表監査委員から報告のありましたとおりでございますので、同法第30条第4項の規定に基づき、議会において歳入歳出決算の認定を受けようとするものでございます。

それでは、歳入歳出決算認定の内容について説明をさせていただきます。

12ページをお開きください。

先に、附属書類の事業報告書について、説明をさせていただきます。

1. 概況、（1）総括事業、イ. 業務状況といたしましては、平成28年度末の給水人口は2万3,592人、給水栓数は1万719栓でございます。

年間総配水量は333万4,850 $\text{m}^3$ で、前年度と比較いたしますと0.3%、9,010 $\text{m}^3$ の増となっております。

総配水量の内訳といたしまして、自己水量は196万4,279 $\text{m}^3$ で、県水受水量は137万571 $\text{m}^3$ であり、構成比にいたしますと、自己水量が58.9%、県水受水量が41.1%でございます。

有収水量は300万8,354 $\text{m}^3$ で、前年度と比較いたしますと0.6%、1万6,833 $\text{m}^3$ の増となっております。

有収率は90.2%で、前年度と比較いたしますと0.3ポイントの増加となっております。

近年の状況として、人口減少や節水意識の高まり、節水機器の普及など様々な要因により、水需要は減少傾向にあります。

また、今後は老朽配水管の更新など施設整備による資本的投資や水道施設の維持管理費の増加が見込まれるため、水道事業の経営健全化に取り組み、住民の皆様のご理解を得られるよう、安全で安心な水の供給に努めてまいります。

次に、ロ. 建設改良工事等でございます。

配水管布設替工事、水道施設制御設備更新工事、消火栓新設及び移設工事などを行い、配水網並びに水道施設の整備を行いました。

また、量水器等を購入いたしました。

次に、ハ、財政状況につきましては、後ほど決算報告の方で詳細に説明をさせていただきます。

(2) 議会議決事項は、表のとおりでございます。

なお、13ページから24ページに、多度津町水道事業の経営実績の明細を記載しております。

次に1ページにお戻り下さい。

決算報告書の説明をさせていただきます。

なお、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出につきましては、消費税を含んでおります。

(1) 収益的収入及び支出の、収入といたしまして、第1款、水道事業収益の決算額は、7億6,634万7,393円、予算額と比較いたしますと0.4%、333万393円の増でございます。内訳と致しまして、第1項、営業収益は6億8,878万3,119円、第2項、営業外収益は7,756万4,274円となっております。

次に支出でございます。

第1款、水道事業費用の決算額は、6億9,847万5,844円、予算額と比較いたしますと、7.8%、5,911万2,156円の不用額となりました。

内訳と致しましては、第1項、営業費用は6億3,544万4,645円、第2項、営業外費用は5,900万8,786円、第3項、特別損失は402万2,413円、第4項、予備費につきましては0円となっております。

続きまして、3ページをお開き下さい。

(2) 資本的収入及び支出について説明いたします。

収入といたしまして、第1款、資本的収入の決算額は2億5,724万7,342円、予算額と比較いたしますと、0.2%、62万8,342円の増でございます。

内訳と致しまして、第1項、企業債は2億5,000万円、第2項、工事負担金は665万2,640円、第3項、固定資産売却代金は59万4,702円でございます。

なお、工事負担金は、消火栓新設及び移設工事の負担金でございます。

次に、支出といたしまして、第1款、資本的支出の決算額は4億7,509万2,341円、予算額と比較いたしますと、2.6%、1,234万7,659円の不用額となりました。

内訳といたしまして、第1項、建設改良費は、2億6,973万6,588円、第2項、企業債償還金は、2億535万5,753円でございます。

次に 注記1をご覧ください。

補填財源について説明いたします。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額、2億1,784万4,999円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、1,370万8,488円、当年度損益勘定留保資金1億5,927万3,511円、繰越利益剰余金処分額4,486万3,000円で補てん致しました。

また、注記2のたな卸資産購入費執行額は、465万4,659円でございます。

次に5ページをお開き下さい。

多度津町水道事業損益計算書につきましては、1. 営業収益は、6億3,797万5,807円、2. 営業費用は、6億1,260万3,081円ですので、営業利益は、2,537万2,726円でございます。

3. 営業外収益は、7,689万8,704円で、4. 営業外費用は、4,434万5,051円ですので、経常利益は、5,792万6,379円でございます。

5. 特別損失は、402万2,413円ですので、当年度純利益は、5,390万3,966円でございます。

また、前年度繰越利益剰余金は、5億1,193万8,902円ですので、当年度未処分利益剰余金は、5億6,584万2,868円でございます。

次に6ページをご覧ください。

水道事業剰余金計算書について説明いたします。

自己資本金の当年度末残高は、23億5,211万1,534円、資本剰余金の当年度末残高は、2,069万5,773円でございます。

利益剰余金のうち減債積立金の当年度末残高は、8,000万円、建設改良積立金の当年度末残高は、4,677万9,818円、未処分利益剰余金の当年度末残高は、5億6,584万2,868円でございます。

資本合計の、当年度末残高は30億6,542万9,993円でございます。

次に、9ページをお開きください。

多度津町水道事業貸借対照表につきましては、資産の部、1. 固定資産合計は、75億2,469万8,933円、2. 流動資産合計は、7億9,336万9,795円ですので、資産合計は、83億1,806万8,728円でございます。

次に、負債の部、3. 固定負債合計は、32億3,030万2,758円、4. 流動負債合計は、3億2,673万3,286円、10ページをご覧ください、5. 繰延収益合計は、16億9,560万2,691円ですので、負債合計は52億5,263万8,735円でございます。

資本の部、6. 資本金合計は、23億5,211万1,534円でございます。

7. 剰余金のうち、(1) 資本剰余金合計は、2,069万5,773円、(2) 利益剰余金合計は6億9,262万2,686円ですので、剰余金合計は、7億1,331万8,459円でございます。

従いまして、資本合計は30億6,542万9,993円、負債・資本合計は83億1,806万8,728円でございます。

次に、25ページをお開きください。

多度津町水道事業キャッシュ・フロー計算書につきましては、末尾にありますとおり、資金期末残高は、6億6,183万285円でございます。

尚、26ページから38ページにかけて、水道事業会計収益費用明細書、資本的収入及び支出明細書、固定資産明細書、企業債明細書、水道事業経営分析を記載しております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第16号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第14、議案第17号、工事施行変更協定の締結について（栄町地区緊急避難路整備事業栄町地区緊急避難路跨線橋設置工事）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長、三谷君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第17号、工事施行変更協定の締結について、提案説明を申し上げます。

本件は、平成29年3月30日付けで四国旅客鉄道株式会社、代表取締役社長、半井真司氏と締結した栄町地区緊急避難路整備事業栄町地区緊急避難路跨線橋設置工事の実施に関する協定の一部を変更するものでございます。

それでは、変更内容についてご説明いたします。

3ページの計画予算書をご覧ください。

数字が小さく申し訳ございませんが、単価・金額欄の上段のカッコ書部分に変更前、下段が変更後の事業費となっております。

変更後協定金額は、受託工事費、負担金工事費及び補償金工事費を併せた7億8,860万円の事業費となり、変更前協定金額より3,048万2,000円の増額となります。

その内訳は、受託工事費として、上部工では通路部における橋面工やハト等の鳥害対策及び照明設備費、下部工については、橋脚部の駅ホーム上の鳥害対策ほか、排水設備費などで前回の変更協定額に含まれていなかったものや、JRとの工事の施工協議において資材など仕様の決定による追加分と、また、それらの追加工事費に係る事務費等による増額の変更でございます。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上簡単ではありますが、議案第17号、工事施行変更協定の締結についてよろしくご審議賜りますようお願いして、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第15、議案第18号、香川県広域水道企業団の設置についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、中田君。

上下水道課長（中田 健二）

それでは、議案18号、香川県広域水道企業団の設置についての提案説明を申し上げます。

本議案に関連しましては、これまで香川県広域水道事業体設立準備協議会において検討

された香川県水道広域化基本計画を中心に、広域化の進捗状況等について逐次報告、説明をさせていただいております。

去る8月20日に開催された第7回香川県広域水道事業体設立準備協議会で「香川県水道広域化基本計画」、「水道事業等の統合に関する基本協定書」「香川県広域水道企業団規約」等について協議が行われたところです。

広域化を行うに当たりましては、当議案にありますように水道事業及び工業用水道事業の経営に関する事務等を共同処理するため、地方自治法第284条第2項「普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。」の規定により、議案の通り規約を定め、香川県広域水道企業団を設置することについて、同法第290条にある「第284条第2項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」との規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

2ページをご覧ください。

香川県広域水道企業団規約について、説明をさせていただきます。

第1条で名称については、県域を対象とする広域的な水道事業を行うことから「香川県広域水道企業団」とします。

第2条では構成団体として8市8町及び県とし、具体的な団体の名称を、4ページにある規約の末尾に別表として記載しております。

第3条、共同処理する事務について、水道事業、工業用水道事業の経営に関する事務並びにこれらに付帯する事務とします。

第4条では、主たる事務所を高松市に置くことを定めております。

第5条からは議会関係です。

企業団議会の議員定数は27人。

県議会、市町議会において、それぞれ選挙されたものを議員とし、議員数の内訳については、県議会から6人、高松市議会5人、丸亀市議会2人、その他の市町議会から各1人を選出すること。

第6条で、企業団議会議員の任期は、構成団体の議員としての任期としております。

3ページをご覧ください。

第7条で、議長、副議長は、企業団議会で選挙すること、第8条で議会事務局の設置を規定してあります。

第9条からは執行機関に関する事項であり、企業団を統括する企業長を置き、構成団体の長の共同任命によること、任期は4年とし、また、第10条では、副企業長は、企業長が任命すること、任期を4年とする、などを規定しています。

なお、企業長、副企業長の任期について、首長が就任する場合にはその特例として、構成団体の長の任期に合わせる事を、附則の3に定めてございます。

第11条では、企業団職員を置くこと、定数は条例で定めることなどを規定しています。

第12条は、監査委員に関するもので、委員定数は2名。

企業団議会の同意を得て見識を有するものを選任し、任期は4年とすることとしています。

第13条は4ページ目に渡りますが、規約の変更や条例・予算関係など、企業団運営上の重要事項を審議するため、構成団体の長を委員とする「運営協議会」を置くことを定めています。

第14条は、経費支弁の方法として、企業団における事業運営上の主要財源となる水道料金のほか、企業債、補助金などを充てることとしています。

最後に附則の関係ですが、附則の1において、規約の施行日は、11月に予定されている企業団設置に係る総務大臣の許可日とし、附則の2において、来年4月の水道事業の開始日の前日までの間、準備業務等について必要な読み替え規定を置いています。

附則の3及び別表については、先ほど申しあげたとおりでございます。

以上簡単ではございますが、議案第18号、香川県広域水道企業団設置についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

ただ今までに、提案理由の説明がなされました議案で、議案第1号、議案第4号から議案第16号を総務教育常任委員会に、議案第2号、議案第3号、議案第17号、議案第18号を建設産業民生常任委員会に会議規則第39条第1項の規定により付託の上、審査することに致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、18議案を会期中の総務教育常任委員会及び、建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することに決定を致しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。

これにて、散会を致します。

どうもありがとうございました。

散会 午前11時34分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 29 年 9 月 12 日  
第3回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記